

# Q すくも 市議会だより

第58号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第一回定例会は、平成二十三年三月二日に開会し、十七日間の会期で三月十八日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十三年度一般会計予算」など予算議案二十四件、「教育委員の任命につき同意を求めること」の人事議案一件、「宿毛市暴力団排除条例の制定」など条例議案十四件、「宿毛市振興計画（基本構想）」などその他の議案十一件の合計五十議案であり、審議の結果、議案第十三号「平成二十三年度宿毛市一般会計予算」を修正可決、その他の議案はいずれも原案どおり可決されました。

また、議員から提出された「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」など四議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、七日及び八日の二日間に十一人の議員が、また、九日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された陳情は「子ども達が主役である学校づくりのために再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情について」など二件が審議され、一件が採択、一件が不採択となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

### 当初予算

#### ◎一般会計（議案第十三号）

修正後の平成二十三年度一般会計予算は総額で九九億九、三、四七万一千円で、対前年比一・七%の減となっています。（詳細は、二、三ページをご参照ください。）

なお、修正された予算の内容は、「宿毛小学校統合改築工事基本・実施設計委託料」等九、三六一万円の減額です。本件に

## 三月定例会日程

3月2日（水）	本会議	開会、行政方針の説明 議案上程、提案理由の説明
3日（木）	休会	議案等精査
4日（金）	休会	議案等精査
5日（土）	休会	
6日（日）	休会	
7日（月）	本会議	一般質問
8日（火）	本会議	一般質問
9日（水）	本会議	議案質疑
10日（木）	休会	委員会審査
11日（金）	休会	委員会審査
12日（土）	休会	
13日（日）	休会	
14日（月）	休会	委員会審査
15日（火）	休会	委員会審査
16日（水）	休会	委員会審査
17日（木）	休会	委員長報告、質疑 討論、表決、閉会
18日（金）	本会議	

については、予算決算常任委員会において、中平富宏委員より、宿毛小学校と松田川小学校の統合校舎に設置される予定のコミュニティエリアの利用計画が不十分なこと、国土交通省の新しい積算基準で算出された予算額が近隣の同規模校や平成二十一年度建設の小

筑紫小学校と比較してかなり高額なものとなっていること、また、この設計を特定の設計者に依頼することがすでに表明されており、競争原理が働かず、決定額が予算額に近くなることが予想されるとの理由から、新たな宿毛小学校は、コミュニティエリアを省い

た本来の学校の形に戻し、従来の積算根拠を加味した設計予算に変更し、競争入札をおこなうべきであるとの修正案が提出されました。

予算決算常任委員会において、本修正案を審議した結果、全会一致をもって可決すべきものと決し、その後の本会議においても委員会修正案が全会一致をもって可決されたため、本予算は、減額修正されることと決定しました。

## 条 例

### ◎宿毛市暴力団排除条例の制定について

市民が安全で安心して暮らせる生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、本条例を制定し、官民一体となって暴力団の排除に向けた施策を推進しようとするものです。

### ◎宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

公共投資臨時交付金を活用し、平成二十一年度の繰越事業として、実施していた橋上町楠山地区への携帯電話中継局の整備が、本年度中に完了

することに伴い、条文中に「宿毛市橋上町楠山地区移動通信用施設」に関する記述を加えようとするものです。

### ◎宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

退職手当制度の一層の適正化に向け、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等が施行され、退職した職員の過去に行った行為が、懲戒免職等の処分を受けるような行為と認められた場合、当該職員の退職手当の全部又は一部の返納命令や共済年金の支給制限ができるようにするための新たな制度が、平成二十一年四月一日から設けられており、地方公務員においても同様の措置を講ずることが求められていることから、このたび、本制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

### ◎宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

平成二十二年度をもって栄喜小学校が閉校となることに伴い、平成二十三年四月一日から栄喜小学校体育館を「宿毛市栄喜体育館」に名称を改

めるとともに、地域住民の体育振興を図るための「宿毛市立体育館」として位置づけるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

### ◎宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

平成二十三年四月一日から、小筑紫保育園と栄喜保育園が統合することに伴い、平成二十二年をもって、栄喜保育園が閉園となるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

### ◎宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について

立地条件が悪く遊具等も整備されていない現在の貝礎児童遊園の利用者が少ない状況を受け、貝礎保育園跡地に整備した公園を、新たに貝礎児童遊園として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

### ◎宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国の緊急の少子化対策として、出産育児一時金の支給額が、平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、暫定的に四万円引上げられ、現在、三九万円と

## (定例会)

# 提出された議案等

議案番号	件 名	議決結果
第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同 意
第2号	二十二年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号	平成二十二年各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第12号	平成二十三年度宿毛市一般会計予算について	修正可決
第13号	平成二十三年各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)及び水道事業会計予算について	原案可決
第25号	宿毛市暴力団排除条例の制定について	原案可決
第26号	宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第27号	宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第28号	宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第29号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

なっていますが、国は、平成二十三年四月一日から、現行の支給額を恒久化する意向を示し、平成二十三年三月中旬を目途に、恒久化に向けた政令改正を行う見込みであることを受け、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

◎宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について  
議員報酬と議員定数については、昨年三月定例会で設置された議会改革調査特別委員会において調査研究を行っており、平成二十二年十二月定例会においてその最終報告が行われたところです。

その中で、まず議員定数については、定数削減による議会機能の低下や、広く市民の声を行政に反映されにくくなるなどの理由により、現行の十六名を維持することとなりました。

次に議員報酬については、報酬削減により、議員という仕事の魅力を低下させ、議員の年齢層や職種の固定化を招き、多様な声が議会に反映さ

れにくくなることなど弊害があるものの、議員としての責務と活動に見合った報酬額について、明確な積算根拠を示すことは困難を極めたところとす。そのため、全国の類似規模団体の平均値である三十一万七〇〇円を参考数値にしたほか、本市の厳しい財政状況を考慮した結果、全会一致をもって、現行議員報酬を五、〇〇〇円減額することとなりました。

ところが、その後において、市民からは報酬五、〇〇〇円削減による経費削減効果について、不満の声を多く聞いているだけでなく、現在の市民の要求は、報酬についての日当制導入の議論にまで及んでおります。しかしながら、際限なく報酬を削減し続けると、議員は年金受給者、あるいは、資産家だけになり、偏った年齢・職種の議会構成に陥ってしまいます。今回行われる選挙は、前回、前々回の選挙と異なり三十代、四十代の若い立候補者が出馬を断念しております。このような状況が続くと、議会の新陳代謝と活性化が図れなくなり、ますます、今後、地方分権が進むと、執行部の業務範囲や財政面での裁量権は、ますます

す拡大することが想定され、二元代表制の中で、議員の責務、資質、能力の向上が求められることとなります。

日常の議員活動に加え、調査研究費、国・県とのかかわりの中での政治活動費など様々な経費も必要であります。

このような状況から、報酬については、五、〇〇〇円の削減を取り止め、現行水準に戻し、定数については、議会活動への弊害は懸念されるものの、現在の市民感情を反映し、より大きな削減効果を求めて、議会運営上、最低限必要な定数一四名にするよう本条例の一部を改正するものです。

その他

◎宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

平成十五年七月から宿毛西町郵便局において取り扱っている納税証明書や住民票の写しの交付等の事務について、平成二十三年度も継続して行うことに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第三項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案番号	件名	議決結果
第35号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市振興計画（基本構想）について	原案可決
第41号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	原案可決
第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第43号	辺地の係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第44号	工事請負契約の変更について	原案可決
第45号	工事請負契約の変更について	原案可決
第46号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて	原案可決
第47号	市道路線の認定について	原案可決
第48号	市道路線の認定について	原案可決
第49号	市道路線の変更について	原案可決
第50号	市道路線の廃止について	原案可決
第51号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第52号	宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
第53号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第54号	宿毛市議会政務調査の交付に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決



# 一 般 質 問

三月定例会の一般質問は、七日、八日の二日間に十一人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

## 松浦英夫 議員

### 保育行政について

士の配置を指示している。結果を待つてであるが、保育機能をきちんと確保する。今月中に結論を出して島民に説明していきたい。

問 市長は、議会答弁の中で、「生まれた子どもさんには保育を受ける権利があると思うので、沖の島の保育園を再開しなければならぬ。」「保育園機能を必ずやらなければいけない、ということを確認させていただきます。」と答弁をされた。「あつたかふれあいセンター」には、保育士は配置されておらず、十分な保育園機能を備えていない。保育については、一時あずかりだけが目的である。これまでの取り組みを踏まえて、「沖の島保育園」の再開を求め、市長の所見を問う。

答 高知西南福祉協会に保育



### 宿毛小・中学校の再編計画について

問 これは単なる案であり、最終結論でないと考えるが、教育長の所見を問う。宿毛中学校を移転することにより、市

街地がゴーストタウン化するのではないかと。宿毛市は明治以降、現在の日本の礎を築いた、多くの人材を輩出したところで「人材の里宿毛」「文教の里宿毛」と言われており、由緒ある場所からの移転は、後世に憂いを残すのではないかと。

この計画は、経済的側面からであり、一方で経費の削減に努める努力をしながら、片方では膨大な予算を計上する等矛盾を感じる。

教育内容等質の向上を図ることが最も重要であり、外見より中身である。身の丈にあった計画が必要である。将来の宿毛市財政を圧迫するのではないかと。この移転計画を実施するには、当然住民の合意が不可欠ではないかと。

住民の合意を得なくても、この移転計画を実施していく考えなのか。

今一度、この計画を白紙に戻して、PTAや現場の教師を始めとする教育関係者や専門家、住民の代表等を加えた特別委員会を設置する中で、合意を得る取り組みをすべきではないかと。

答 最終的な計画であると考えていないが、子ども達の教育環境の確保が基本である。

保護者や地域の皆様、議会等との協議を重ね最終的に決定したい。中心市街地が衰退することに直接影響を及ぼすと考えていない。現在の場所が歴史的に由緒ある場所であることは承知しているが、この計画により教育環境の整備が図られる。宿毛小学校の設計費用は国土交通省の基準に基づいている。それぞれの地域においてご意見やご要望があると考えているが、丁寧に説明をしてご理解をいただくと。特別委員会の設置については方法を含め検討をしていく。



## 野々下昌文 議員

### 宿毛市の新年度予算について

問 まず昨年、平成二十二年 度国勢調査が行われ、本市においては速報値で人口が二二、六一四人と、平成十七年度調査人口二四、三九七人と比較し、一、七八三人、率にして七・三%と大幅に減少したことにな

る。このことが本市の財政へどのような影響を及ぼしているのか問う。

また、子ども手当は新年度、三歳未満児は七、〇〇〇円増額され二万円となる。これにより、宿毛市の子ども手当は前年度比約一八%増額され、総額四億五、三〇一万二、〇〇〇円となっている。現行法では二〇一〇年度の限定法のため、三月末までに成立しなければならぬが、参議院で野党が多数を占めるため、年度内成立の見通しが立っていない。

三月末までに法案が成立しなければ、前身の児童手当法が復活することになるが、仮に児童手当法となると、所得制限があり、保護者の所得把握が必要であり、事務処理が増大することが考えられる。厚生労働省が児童手当の六月支給は困難と見ているとの報道があったが、本市においてはどのような状況なのか問う。

【答】全国的に見ても、人口減少の地域は、交付税の関係等、非常に不利な状況となっていると感じている。中でも普通交付税への影響が顕著になることが想定され、二十三年度の普通交付税は二十二年比一億円減の三六億円を予算計

上した。また、子ども手当関連法案が不成立の場合、本市の児童手当に関するシステムは完全に廃棄されておらず、事務処理を早急にすれば六月支給はできる。

## 地デジ難民について

【問】今年七月二十四日に予定されるテレビ放送の完全デジタル移行まで一五〇日をきった。低所得者のデジタル化への取り組み、高齢者へのサポート体制、また、今後の家電製品等を含む不法投棄対策について問う。

【答】高齢者を対象に、市内二五地区、三一回の説明会を実施している。また、経済的な理由とか、障害者世帯を対象に簡易なチューナーを無償で給付しており、生活保護世帯へは、市の職員が訪問時に状況把握と情報提供を行ってきている。また、不法投棄対策については、テレビの買い替えに伴う不法投棄が増えることを懸念している。処分方法の分からない方は、市の環境課に相談してほしい。家電製品等に関わらず、本人が特定

し、確認ができれば厳正な処分をしてもらうことになる。なお、一斉清掃、クリーンデーなど、環境保全活動などの継続により、地域の美化意識の向上に努め、不法投棄の抑止効果につなげて行きたい。



## 今城誠司 議員

### 宿毛市振興計画について

【問】この計画の策定意義、市民の意見を計画へ反映させる手法及び計画の実現性、実効性の確保についてどの様に取組んだのかを問う。

【答】宿毛市のまちづくり全般に及ぶ方向性や目標を定める

総合的な計画として、宿毛市振興計画を定め、目標を長期的な視点で明文化することにより広く市民と情報を共有し、この計画を目標として、各種事業を推進していく必要がある。

策定時に政策審議会に一五名の委員の参加をいただき原案に対する修正を加えてパブリックコメントを実施した。募集期間が非常に短かったとは思いますが、三名の方から意見をいただき検討を加え、修正案を政策審議会に送り計画を策定した。

今回の基本構想・基本計画をもとに、より具体的な実施計画を策定し計画実現に取り組んでいきたいと考えている。進行管理については、毎年度、達成度確認を具体的な検証をもって実施する。

### 財政運営について

【問】大規模な事業(消防庁舎・小中学校再編・中心市街地活性化)が計画されているが、中長期の財政シミュレーションの結果について問う。

【答】公債費負担適正化計画に

より、平成二十五年度には実質公債費率一八%以下は達成できる見込みである。

今後、予定されている事業を実施しても多少の変動はあるが実質公債費率のピークは過ぎており、現在より上昇することはないと考えている。

しかしながら自主財源は三〇%以下であり、財政状況を見据えた上で、なおかつ国の制度改正等、まだ不透明な部分もあり今後の情勢を見極めながら、事業を行っていく。



## 中川 貢 議員

### 文化・スポーツイベントによる「まちおこし」について

【問】文化・スポーツイベントを、「まちおこしプロジェクト」の大きな柱の一つに据え、施設の充実や使用料の減免など、行政ができる支援策を拡充するとともに、関係団体・事業者とのネットワークの充実、情報の共有など、官民協働の

新しい仕組みをつくることに必要ではないか。

答 梓立祭や花へんろマラソンをはじめ、各種スポーツ大会、コンサートなど広報すくもでお知らせしているイベントが年間二〇〇件ほどある。民間主催のイベントについても使用料の減免や人的支援を積極的におこない、官民が一体となって実施している。具体的には、子どものサッカーや野球などの大会は2日間かけてやっていただいております。応援も含めて宿泊することで経済効果も大きく、市民との触れ合いもすばらしいことだと思っっている。こういった形で、宿毛にまた来たいと言ってもらえるような取り組みを、観光協会、関係者と連携しすすめていきたい。



## 人権と地域福祉のま ちづくりについて

問 行政と住民がともに支えあうまちづくりを実現することで、個人の尊厳や人権が大切にされ、「宿毛に暮らしてよかった」、「宿毛でこれからは生活したい」と思える「心の通いあいまち」になっていく。住民一人ひとりが参加する「人権と地域福祉のまちづくり」の推進について、市長の政策方針を聞く。

答 本市のきびしい行財政状況の中では、地域の多様なニーズや課題に対して、行政の力だけで応えていくことが難しくなってきた。今後、人権が尊重される社会の実現を目指すと同時に、子どもから高齢者、すべての住民が安心して暮らせるよう市民と行政が協働した地域福祉のまちづくりを推進するために地域福祉計画を策定し、宿毛に住んで良かったと思えるようなまちづくりの実現に取り組む。



## 浦尻和伸 議員

### 市町村合併について

問 平成十六年八月二十二日に、大月町、三原村において、合併の是非を問う住民投票が実施され、開票の結果、大月町では賛成多数を占めたが、残念ながら三原村では賛成少数となった。

その結果、平成十六年九月三十日、宿毛市・大月町・三原村合併協議会が解散し、その後の平成十七年二月十七日、宿毛市、大月町で合併に向けて取り組む旨の合意が、市長、町長で行われ、平成十七年三月二日、宿毛市、大月町合併協議会が設置された。

そして二十一世紀へ大きく飛躍する新生宿毛市に、大いなる夢と希望を持つていたが、残念ながら合併の希望は絶たれることになった。

その後、大月町民による合併賛成の署名活動が行われ、三、五〇〇人の署名を集めたが、その後の合併の話はない。そして、今年、宿毛市の十年間を担う振興計画が作成されたが、市町村合併の計画が

出ていない。

今でもゾリ貧になっている宿毛市、生活圏が同じ大月町、三原村と合併して、新たな計画を持って住民生活の安定を図り、雇用の拡大を目指し、やがて六ヶ市町村の合併に取り組むために、市のトップとして、町長、村長とトップ会谈をしてはどうか。

答 自身は求められれば賛成していききたいが、市民を代表する議員が合併に向かっていこうじゃないかというような意思統一を始め、市民の後押しが必要かと思う。

### 幡多けんみん病院の 医師不足について

問 平成十一年度に県立西南病院と県立宿毛病院が統合して、幡多郡唯一の高度医療機関として総工事費一八七億六、〇〇〇万円で完成した。

しかし近年医師不足で休診している科もあれば、予約しなければ診療できない科もある。また、平成二十一年度に緊急で搬送された方は二、八一七名もいる。にもかかわらず医師がいなくては高度の治療が受けられない場合がある。



宿毛市として六ヶ市町村で資金を出し合い、新たに医師となる者に補助金を出す制度を作つて、医師確保に努めるべきではないか問う。

答 幡多地域の医療の中核をなしているが、幡多けんみん病院である。この幡多けんみん病院の医師不足は住民の生命を守る上で非常に重要な課題である。宿毛市においても楠山、京法、鶴来島無医地区巡回診療が月二回から一回になった。医師確保については、重大問題として取り組んでいきたいと思う。

## 西村六男 議員

### 宿毛市中心市街地活性化について

**問** 本市においては、商工会を中心に中心市街地活性化に積極的に取り組んでおり、市の平成二十三年度当初予算にも、中心市街地活性化に伴う道路整備費が計上されている。

**答** 本事業に対しては、市民から大きな期待が高まっているが、反面、危惧する声も上がっている。そこで、地域住民に対して、いつ本事業の説明をして同意を得ようとしているのか、また、議会への提案はいつ頃になるのか、そして、事業認可はいつ頃の時期になるのかを聞く。

平成二十三年度中には、事業の煮つめを行ない、申請をしたいが、いつ頃認可になるかは不明である。

### 小筑紫小学校跡地の活用について

**問** 小筑紫小学校の移転により、かつては、本市の重要な産業、経済拠点であった小筑紫地区に大きな空き地ができた。

**答** 地域の活性化を図るために、跡地を国道のレベルまで埋め立てをして、用地の半分をイベント広場に、後の半分を高層建築を建て、一階部分を商店スペースに、二階部分を保育園に、そして、予算が許せば、三階以上は高齢者住宅として活用するように提案したいが、お考えを聞く。

**問** 本事業については、市と商工会議所がメインとなり、官民共同の協議会を立ち上げ、構想の取りまとめをしているところである。

**答** 現在、多種多様の事業項目が出されているが、財政的な裏づけの検討もしなければならず、各事業の仕分けを行っている。



**問** 遊休資産の有効活用を摸索することは大変重要なことと考えている。

**答** 議員から突然素晴らしい提案を頂いたが、やはり地域の意向が大切だと考えているので、本日はご提案として承っております。

## 浅木 敏 議員

### 宿毛湾港への米軍艦船入港について



**問** 今年一月、米軍艦船が四度目の入港をした。今回は自衛艦「しもきた」と同時入港で、軍事訓練中の寄港は軍事利用の拡大だ。各地の基地周辺で残虐事件を起こす米軍を宿毛市行政の代表者が岸壁で「歓迎と上陸に感謝」の挨拶は問題だ。入港を断るよう知事に求めるべきだ。今回入港の公費使用額を聞く。

**答** 県が法律と条例に基づき入港を許可した。私が入港を許可するな、と要請する必要

はない。市主催の歓迎会は行っていない。私は港におりた人は全部ウエルカムだ。上陸すれば普通の人だから歓迎してもいい。今回の米艦入港に伴う公費支出は警備費用などで、県が一六五万円、防衛省が港湾施設利用料一〇万五、六〇〇円を負担する。

### 有害鳥獣対策について

**問** 森林や農地で鳥獣被害が広がり、県は今年から森林環境税で駆除対策をする。宿毛市はこの事業を導入するか。農林業者の暮らしや篠山等の景勝地保護、捕獲鳥獣の食肉化推進など対策を聞く。

**答** 県の森林環境税による駆除事業は、積極的に導入したい。篠山の保全是、篠山観光開発協議会で議論し、種々の対策をしている。

**問** シカ肉等の食肉化は、処理加工施設への国の補助金もあり、行政も支援できる。市民による事業組織の立ち上げを期待し、働きかけている。

### 在宅リフォーム助成制度について

**問** 日本共産党宿毛市委員会は、が行った市民アンケートでは、仕事づくりの要望が多かった。いま、全国で個人住宅リフォーム費用を自治体が助成し、大成果を上げている。助成金を商品券にして、地元商店が活性化した市町村もある。宿毛市もこれに取り組みお考えはないか。

**答** 浅木議員の言うように住宅産業は裾野が広い産業で、住宅リフォームに回す財源があるところはいいと思う。宿毛市は住宅リフォームのみの助成はできないし、希望者もないのではないか。

### 学校再編について

**問** いま宿毛中学校の建設位置の問題が、議会内外で議論されている。

**答** 学校再編も学校建設も保護者や地域、学校職員を中心に議論を進め、成案を得るべきである。学校建設の場合も関係者で学校建設委員会等を立

ち上げ、大多数の合意を得るべきだ。

**答** 教育委員会は宿毛中学校の建設場所を、松田川小学校跡地が望ましいと判断している。今後、保護者や地域、議会、市長部局と協議して理解と協力を得て、最終決定をする。協議方法として学校建設委員会を立ち上げるか、その他の方法をとるかも検討する。



## 中平富宏 議員

### 火災への対応について

**問** 昨年、西町五丁目で家屋を全焼する火事が発生した。この地域では、近年家屋を全焼する火事が続発している。以前の火事の際には防火水槽が設置されておらず、一般質問でも指摘をし、平成十七年に四〇トンの耐震防火水槽が設置されたが、残念なことに今回も全焼となった。この地

域は高台のため、水道本管に繋がっている消火栓とは違い、貯水タンクの水が無くなれば消火栓から水が出なくなる。この貯水タンクには最低で何トンの水が入っているのか。火事以外の防災の面からも、ポンプアップを始めるラインを上げ、常時多くの水をためておくべきではないか、問う。

**答** 貯水槽の容量は三六・九トンであり、常時一五トン以上の水があると推定される。今後、ラインを上げて最低でも約三〇トンの水が確保できるようにする。また、市内各地の施設についても上げる考え方で調査していく。

### 学校建設について

**問** 今議会に、小学校の基本実施設計委託料八、七〇〇万円が計上されている。今回から新しい基準で積算をしたということだが、以前の積算を使用することも可能であり、私には高く感じる。昨年建設した小筑紫小学校は決算で一、二九〇万四、五〇〇円、児童五〇三名のために来年度建設

予定の香川県坂出市の小学校は一、八三七万五、〇〇〇円である。さらに、十九年十一月に示した宿毛市の計画でも、六五〇名のための小学校が基本実施設計委託料三、五一六万円、建設費一〇億八、〇〇〇万円になっていた。今回の八、七〇〇万円、建設費一七億円というのは、児童三五〇名の学校にしては一般的な金額とは思えない。また、設計をお願いする人を決めていると聞いているが、そのためには一般競争入札はできず、競争原理の働かない随意契約になると考えるが、二点について問う。

**答** 八、七〇〇という数字は国交省の基準に基づいて積算をした。全国については、非常に過当競争をやったもので、金額が非常に低いものが出てきており、積算基準体系は非常に崩れている。示された数字と我々が積算している数字には乖離があると思うが、その数字に合わせることはできない。あくまで皆様の税金を使わせていただいで、予定的な価格を決めるわけだから、全国統一の積算基準に基づいたものでしか出せない。契約方法は、まだ不明である。

## 岡崎利久 議員



### 母子保健推進員制度について

**問** 母子保健推進員の役割について聞く。

**答** 母子保健推進員の役割については、母子保健に関する知識の普及活動・母子保健活動への協力・各種申請の勧奨・母性及び乳幼児の保護に関する地域の問題点の把握・母子保健組織活動の育成の協力である。

その他に、担当地区の母子の家庭訪問とか、電話相談など育児相談支援を通して、地域や家庭で起こっている母子保健上のさまざまな問題を、身近な立場で把握をし、母親の相談相手となるということとともに、地域社会と行政をつなぐパイプ役としても、欠かせない役割を果たして頂いている。

また、核家族化、地域のつ

### 産後について

ながりの希薄化が進み、多種多様な情報があふれる中、人と人をつなぎ、必要な情報を伝え、心に寄り添うことが求められ、推進員の活動は今後一層、必要性が増してくるものと考えている。

**問** 産後うつにならないための早期の取り組みについて聞く。

**答** 本市では、妊娠の届け出があった場合は、妊婦さんに、今後、かわっていく担当の保健師と顔合わせをすることで、安心感を持っていただいている。また、アンケートを実施することで、妊婦さんの情報をキヤッチして、対応が必要だと判断した妊婦さんには、妊娠中から訪問をして、心身両面の支援を実施している。

また、出産後は、保健師による乳児家庭全戸訪問事業が実施されており、実施率は九五%となっている。

訪問では、子どもだけでなく、母親にも聞き取りを行い、マタニティーブルーのような症状が見られる場合は、適宜判断をして、訪問の回数を増やしたり、



電話相談、他の関係機関につなげるなど、産後うつ病に発展しないような支援を心がけている。



## 宮本有二 議員

### 都市再生整備事業 について

**問** 平成二十三年度当初予算に計上された道路設計委託料について、まず、水道通りの改修については、用水路が老朽化して改修する必要があるとのことだが、中心市街地活性化とリンクして、石畳にするとか、歩道、用水路、車道を作って、一方通行にするとか、いろいろな意見が出ていると聞く。設計委託する段階で、景観的な配慮と老朽化の補修という目的は分けて考えるべきではないか。

また、商工会から沖須賀に抜ける桜町沖須賀線については、立ち退きも含めて大掛かりな事業になるのではないか。本路線の工事は、市、まちづくり会社、そして、地域住民の意

見がまとまってからでも遅くない。現段階で工事に着手することには疑問があるが市長のお考えを聞く。

**答** 水道通りについては、現在民家の地盤が沈下している状況であり、是非やっていきたい。また、それに連なる水車であるとか、石畳とかも将来的には必要であると思うので、出来るだけ手戻しがないような形で設計し、工事につなげて行きたいと思っている。

また、桜町沖須賀線については、まだ、中心市街地活性化の計画が、構想段階であり、しっかりと計画になっていないところがある。

道路幅幅となると、用地買収が必ず起こってくるので、やはり、もっと詳細に計画をつめた上で予算執行しなければいけない。

防災の関係もあるというところで、今回、予算計上しているが、執行にあたっては、見直しもあり得るかなというふうなことを少し庁内でも検討しなければならぬと考えている。



## 濱田陸紀 議員

### 小中学校の再編計画 について

**問** 二月二十二日に開かれた市議会議員協議会で唐突に、松田川小学校が宿毛小学校に統合された後、宿毛中学校が松田川小学校跡地に移転されるとの発表があった。

昨年五月に宿毛市立小・中学校再編計画が公表された際に、市教育審議会、市議会、保護者、地区長など各界各層の市民からの意見や提言を聞くとしていたが、特に宿毛中学校の移転問題については、十分な説明もなく、大方の理解を得ていない。

この件の審議についての経過、経緯を聞く。

**答** 宿毛中学校の松田川小学校跡地への移転・建設計画は宿毛小・中学校の教育環境の改善について、いろいろ検討をして出されたと考えている。

しかし、地域の保護者の皆さんに対しての説明は十分とは思われないので、しっかりと議論をして最終的な決定をしたい。

## 委員会決議

今定例会に提案された議案第十三号「平成二十三年度宿毛市一般会計予算」の予算決算常任委員会での審議に際し、宮本有二議員より、付帯決議案が提出され、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

### ◎議案第十三号に対する付帯決議

一 本議案中、第八款土木費、第四項都市計画費、四目都市再生整備事業費、十三節委託料の「道路実施設計委託料」のうち「桜町沖須賀線」の道路設計委託料については、中心市街地活性化の全体計画の見通しがつくまで執行を凍結すること。

以上、決議する。

## 人事案件

平成二十三第一回定例会において、次の人事議案を賛成多数をもって、同意しました。

○教育委員の任命 岡松 泰氏(再任)

## ▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第36号	(継続審査分) 保育制度改革に関する意見書の提出について	不採択
第38号	(今議会提出分) 子ども達が主役である学校づくりのために再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情について	採 択

## ■ 第一回臨時会の概要 ■

第一回臨時会が二月七日に開催され、補正予算議案一件と条例議案の二件が審議されました。

補正予算議案の主な内容は、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策として、「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」が創設されたこと並びに国・県の補正予算に伴う各種事業の増額等です。

補正総額は一億五二万八、〇〇〇円であり、個別事業としては、本庁舎の改修、保育園へのエアコン設置、片島中学校及び小筑紫中学校の校舎・体育館の2次耐震診断の実施及び耐震補強計画の策定等を行うものです。

また、条例議案は、本市出身の間寛平さんが前立腺がんを乗り越えて、平成二十年十二月十七日から本年一月二十一日までの約二年一ヶ月にわたるアースマラソンを完走し、多くの国民に勇氣・希望・感動を与えた偉業を称え、同氏を表彰しようとすることに伴い、宿毛市表彰条例の一部を改正し、新たに「特別表彰」を新設しようとするものなどです。

これら三議案については、いずれも、原案を適当と認め、可決することに決しました。

## ● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は6月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



## ★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は6月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンアプリで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



## 〈 編集後記 〉

若葉の萌える、素晴らしい季節となりましたが、東日本被災地のことを思えば、心が晴れることはありません。この場をお借りして、犠牲者の皆様のご冥福と被災地の一日も速い復興をご祈念申し上げます。

さて、今期定例会は、一般質問における一問一答制の導入や、予算決算常任委員会の設置など議会改革に向けた最初の一步を踏み出すことができました。

今後とも市民の付託に応えるよう議会の活性化を図らなければならないと決意を新たにしたいところです。

我々議員の任期も残りわずかとなりましたが、今後とも、皆様方のご愛読を賜りますようお願いいたします。

### 編集委員

- 松 浦 英 夫
- 今 城 誠 司
- 野 々 下 昌 文
- 宮 本 有 二
- 濱 田 陸 紀